追加資料

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、児童の権利に関する条約（平成６年条約第２号）及びこども基本法（令和４年法律第７７号）の理念に基づき、子どもの権利の保障について必要な事項を定めることにより、子どもが自分らしく育ち、それぞれが望む幸せをいつも感じられるまちづくりを地域全体で進めることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども　市内に住所を有し、又は通学し、若しくは通勤する１８歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。

(2) 保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

(3) 市民　市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

(4) 育ち学ぶ施設等　幼稚園、保育所、認定こども園、学校、児童館その他の子どもが育ち、学ぶ場となる施設、事業を行う者又はその関係者をいう。

（基本理念）

第３条　全ての子どもは、一人の人として尊重され、次に掲げる原則の下、健やかに育つ権利を有する。

(1) 差別の禁止　全ての子どもは、いかなる理由によっても差別されず、この条例に定める全ての権利が等しく保障されること。

(2) 子どもの最善の利益　子どもに関する事項を決定し、又は実施するに当たっては、子どもにとって最も良いことが何かということを第一に考慮すること。

(3) 子どもの生命と成長の保障　全ての子どもは、その生命が守られ、生まれながらに有する能力を十分に伸ばして成長することができるよう、必要な支援を受ける権利が保障されること。

(4) 子どもの意見の尊重　子どもは、自己に関係のある事項について、自由に意見を表明することができるとともに、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等その他の子どもに関わる全ての者は、表明された意見を尊重し、これを考慮すること。

２　市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等その他の子どもに関わる全ての者は、性別、年齢、障がいの有無、経済的状況、宗教、国籍、民族的出自、言語、文化的背景その他の個性や子ども一人ひとりの違いを理解し、子どもの多様性を尊重するものとする。

３　市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等その他の子どもに関わる全ての者は、協働して子どもの権利を守り支えるまちの実現に取り組むものとする。

４　市は、子どもが日々の生活、学び及び体験を通じて健やかに成長できる地域社会をつくるため、子どもの意見及び考えを聴き、それを尊重しながら子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、子ども・子育て支援施策を総合的かつ着実に推進するものとする。

第２章　子どもの権利

（子どもにとって大切な権利）

第４条　この章に定める権利は、子どもが育ち、学び及び生活するために、特に大切なものとして保障されなければならない。

（安心して生きる権利）

第５条　子どもが安心して生きるために、次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) 命が守られ、愛情と理解をもって育まれ、平和で安全な環境の中で、安心して暮らすこと。

(2) 健康に配慮され、適切な医療を受けられること。

(3) いじめ、虐待、体罰その他のあらゆる暴力を受けないこと。

(4) いかなる差別も受けないこと。

(5) あらゆる権利の侵害から免れ、保護されること。

(6) 適切な相談の機会が確保されること。

（自分らしく生きる権利）

第６条　子どもが自分らしく生きるために、次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) 個性や他者との違いが認められ、人格が尊重されること。

(2) 自分の気持ち、価値観及び希望が尊重され、不当な制限及び否定を受けないこと。

(3) 自らの状況に応じて支援を受けること。

(4) プライバシーが保護されること。

(5) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。

（豊かに成長する権利）

第７条　子どもが豊かに成長するために、次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) 遊ぶこと。

(2) 休むこと。

(3) 学ぶこと。

(4) 好きなこと及び夢に挑戦し、将来を自ら選択すること。

(5) 多様な人又は考え方との出会い及び交流が得られること。

(6) スポーツ、芸術その他の文化活動及び地域の多様な社会的活動に参加すること。

（参加する権利）

第８条　子どもが自分に関することに参加するために、次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) 必要な情報を得ること。

(2) 自分の意見を表明すること。

(3) 年齢及び発達の程度に応じて、表明した意見が尊重されること。

(4) 自分に関することに年齢及び発達の程度に応じた適切な支援を受けながら、その決定又は過程に参加すること。

(5) 仲間をつくり、仲間と集まること。

第３章　生活の場における子どもの権利の保障

第１節　家庭における子どもの権利の保障